

女川原発再稼働の是非はみんなで決めよう！

県民投票実現をめざす署名にご協力をお願いします

女川原発再稼働は、私たち宮城県民の生命と暮らし、子ども達の未来に関わる大切な問題です。

知事と県議会にお任せするのではなく、私たちが当事者として考えて選択するための署名を集めています。

原発に賛成の方も反対の方もご協力をお願いします。



署名を集める人
大募集中♪

みんなで決める会まで TEL や FAX、メールでご連絡ください。

住民直接請求
署名を集めて



宮城県に県民投票条例の制定を求める直接請求署名です。署名ができるのは宮城県の有権者です。

署名には印鑑が必要です。
認印か拇印でOKです！

県民投票条例
を提案し

県民投票
の実現へ



署名の方法などについては裏面をご覧ください。

お問い合わせ先：女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会（みんなで決める会）
〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル306号室
☎: 022-724-7627 fax: 022-724-7629 mail: kenmingakimeru@gmail.com
<http://minnadekimeru.jp/> (Facebook、Twitter もやっています。「みんなで決める会」で検索を。)

「原発」県民投票を 実現しよう!

女川原発2号機の再稼働へ向けて、原子力規制委員会での審査が進められており、来年の春にも事実上の「合格」が出るのが予想されます。その後の再稼働までの手続きは「地元同意」だけとなりますが、これまで原発が再稼働されてきた他県の経過を見れば、県民の意見は聞かれることなく、県知事の意向が大きく働く中で再稼働への「了解」が出されています。

しかし皆さん。女川原発再稼働は、私たち宮城県民の生命と暮らし、ここで生きていく子ども達の未来に関わる重大な問題です。私たち県民一人ひとりが当事者意識をもって、自分自身の問題として考えて選択するべき、重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」―このことを実現するために「県民投票条例」が必要です。私たちは「住民直接請求」という制度に基づいて、県民投票条例案を宮城県議会に提案したいと考えています。そのため、署名にご協力をお願いします。

署名するにはどうしたらいいの？

- ① **署名用紙を取り寄せて署名する**（受任者用）
◎「みんなで決める会」に電話、FAX、メールなどで署名用紙をご請求ください。郵送等でお届けします。
◎同じ市区町村にお住まいのご家族、お友達やご近所の署名も、ぜひ一緒に集めてご返送ください。
- ② **街頭や地域の署名スポットで署名する**
◎各地の駅頭、街頭、署名スポットなどで署名活動を行っています。
- ③ **戸別訪問が来たときに署名する**
◎戸別訪問による署名活動が認められています。戸別訪問で伺ったときは、ぜひご協力をお願いします。

署名から県民投票までの流れ

署名期間 <10月2日~12月2日>

直接請求を成立させるために、宮城県有権者の50分の1（約4万筆）以上の署名を集める



各市区町村の選挙管理委員会における
署名簿の審査、縦覧



県知事に県民投票条例の制定を請求（本請求）



県議会での可決によって県民投票条例の公布



女川原発再稼働の是非を問う県民投票の実施



署名用紙は、この運動を進めているお近くのお近くの団体や個人からお取り寄せいただくか、右の申込書を「みんなで決める会」にFAX、メールなどで送って、お申し込みください。

【署名用紙取り寄せ申込書】

- * お名前（ふりがな）
- * ご住所 〒
- * TEL
- * 紹介者名または紹介（所属）団体名があれば…